

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○生活保護法施行細則の一部を改正する規則…………… (福祉援護課)	52
○北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則 (人材育成課)	57
告 示	
○土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定…………… (環境推進課)	57
○土地改良区連合の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	57
○知事権限に係る保安林の指定…………… (治山課)	58
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定…………… (治山課)	58
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	59
○森林法による通知に代える公示…………… (治山課)	59
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定の一部改正…………… (治山課)	59
○道路の供用の開始…………… (維持管理防災課)	59
○土砂災害警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	59
○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (維持管理防災課)	60

規 則

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年6月27日
北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第59号
生活保護法施行細則の一部を改正する規則
生活保護法施行細則(昭和28年北海道規則第104号)の一部を次のように改正する。
第2条中「及び第20条」を「、第20条及び第55条の4第2項」に改め、同条第6号中「及び第78条」を「、第78条第1項及び第3項並びに第78条の2第1項及び第2項」に、「費用」を「費用等」に改め、同号を同条第8号とし、同条第5号を同条第7号とし、同条第4号の次に次の2号を加える。
(5) 法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給に関すること。

(6) 法第55条の5の規定による被保護者等に就労自立給付金の支給等に係る報告を求めること。
第5条第1項を次のように改める。
法第24条第1項(同条第9項において準用する場合を含む。)の保護の開始又は変更の申請書は別記第17号様式、施行規則第1条第5項の葬祭扶助の申請書は別記第18号様式によらなければならない。
第7条の見出しを「(保護決定通知書等)」に改め、同条第1項を次のように改める。
法第24条第3項(同条第9項において準用する場合を含む。)並びに第25条第1項及び第2項の規定による保護の開始又は変更の決定通知及び保護の開始又は変更の申請の却下通知並びに法第26条の規定による保護の停止又は廃止の決定通知は、別記第25号様式により行うものとする。
第8条を削る。
第7条の2に次の1項を加え、同条を第8条とする。
2 法第28条第2項の規定により扶養義務者等に対し報告を求めるときは、別記第28号様式の報告依頼書を交付するものとする。
第7条の次に次の1条を加える。
(扶養義務者への通知書)
第7条の2 扶養義務を履行していないと認められる扶養義務者に対する法第24条第8項の規定による通知は、別記第26号様式の通知書によるものとする。
第9条中「第29条」を「第29条第1項」に改める。
本則に次の3条を加える。
(就労自立給付金支給申請書)
第29条 施行規則第18条の4第1項の就労自立給付金の支給の申請書は、別記第57号様式の就労自立給付金支給申請書によらなければならない。
(就労自立給付金決定調書等)
第30条 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定調書は、別記第58号様式の就労自立給付金決定調書によるものとする。
2 法第55条の4第1項の規定により就労自立給付金を支給するときの決定通知書は、別記第59号様式の就労自立給付金支給決定通知書によるものとする。
(徴収金納入の申出書)
第31条 法第78条第1項の規定による徴収金の納入に法第78条の2第1項の規定により同項に規定する保護品又は同条第2項の規定により就労自立給付金を充てる旨の申出は、別記第60号様式の申出書によらなければならない。
別記第17号様式(別添2)を次のように改める。
(別添2)

同意書

生活保護法（以下「法」という。）による保護の決定若しくは実施又は法第77条若しくは第78条（第3項を除く。）の規定の施行のために必要があるときは、私及び私の世帯員（以下「私等」という。）の次に掲げる事項につき、貴総合振興局（振興局）が官公署、日本年金機構若しくは共済組合等（以下「官公署等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、私等の雇主その他の関係人（以下「銀行等」という。）に報告を求めることに同意します。

また、貴総合振興局（振興局）の調査囑託又は報告要求に対し、官公署等又は銀行等が報告することについて、私等が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません。

- 1 氏名及び住所又は居所
 - 2 資産及び収入の状況（生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。）
 - 3 健康状態
 - 4 他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況
 - 5 支出の状況
- ※ 保護廃止後は、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

住所
氏名

印

別記第26号様式を次のように改める。

別記第26号様式（第7条の2関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

総合振興局長（振興局長）印

生活保護法による保護の決定に伴う扶養義務者への通知について
あなたの 〇〇 さんに当たる 〇〇 さん（住所 〇〇）に対して生活保護法による保護の開始を決定しますので、生活保護法第24条第8項本文の規定により、通知します。

被保護者の氏名	
保護の開始の申請があった日	

（裏面）

（参考）生活保護法

（保護の補足性）

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

（申請による保護の開始及び変更）

第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

民法

（扶養義務者）

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

※ 「民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当総合振興局（振興局）において、①定期的に会っているなど交際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

別記第27号様式中「（第7条の2関係）」を「（第8条関係）」に、「同条第4項」を「同条第5項」に改める。

別記第28号様式から別記第32号様式までを次のように改める。

別記第28号様式（第8条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

総合振興局長（振興局長）印

生活保護法第28条第2項の規定に基づく報告について（依頼）

あなたの 〇〇 さんに当たる 〇〇 さん(住所 〇〇)は生活保護法による保護を申請して(受けて)いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は生活保護に優先して行われるものとされており、扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合は、その理由など保護の決定や実施などのために必要な範囲で、扶養義務者に対して報告を求めることができることとなっています。

つきましては、保護の決定や実施などのため必要がありますので、〇〇年〇〇月〇〇日までに扶養義務を履行しない理由について報告いただきますようお願いいたします。

※ 「民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合」とは、当総合振興局(振興局)において、①定期的に会っているなど実際状況が良好であること、②扶養義務者の勤務先等から当該要保護者に係る扶養手当や税法上の扶養控除を受けていること、③高額な収入を得ているなど資力があることが明らかであること等を総合的に勘案して判断しています。

(特記事項)

(担当者 〇〇)

(裏面)

(参考)生活保護法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2 民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

(申請による保護の開始及び変更)

第24条

8 保護の実施機関は、知れたる扶養義務者が民法の規定による扶養義務を履行していないと認められる場合において、保護の開始の決定をしようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、あらかじめ、当該扶養義務者に対して書面をもつて厚生労働省令で定める事項を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが適当でない場合として厚生労働省令で定める場合は、この限りでない。

(報告、調査及び検診)

第28条

2 保護の実施機関は、保護の決定若しくは第77条若しくは第78条の規定の施行のため必要があると認めるときは、保護の開始又は変更の申請書及びその添付書類

の内容を調査するために、厚生労働省令で定めるところにより、要保護者の扶養義務者若しくはその他の同居の親族又は保護の開始若しくは変更の申請の当時要保護者若しくはこれらの者であった者に対して、報告を求めることができる。

民法

(扶養義務者)

第877条 直系血族及び兄弟姉妹は、互いに扶養をする義務がある。

2 家庭裁判所は、特別の事情があるときは、前項に規定する場合のほか、三親等内の親族間においても扶養の義務を負わせることができる。

別記第29号様式から別記第31号様式まで 削除

別記第32号様式(第9条関係)

(表面)

第 〇〇 号

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

様

総合振興局長(振興局長) 〇〇

生活保護法第29条第1項の規定による調査について(照会)

保護の決定若しくは実施又は生活保護法(以下「法」という。)第77条若しくは第78条(第3項を除く。)の規定の施行のために必要がありますので、法第29条第1項の規定により、次の事項について照会します。

なお、入手した資料は、当総合振興局(振興局)においてその内容が漏れることのないよう注意を払って取り扱いますので、念のため申し添えます。

(裏面)

(参考)生活保護法

(申請による保護の開始及び変更)

第24条 保護の開始を申請する者は、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した申請書を保護の実施機関に提出しなければならない。ただし、当該申請書を作成することができない特別の事情があるときは、この限りでない。

(1)~(3) (略)

(4) 要保護者の資産及び収入の状況(生業若しくは就労又は求職活動の状況、扶養義務者の扶養の状況及び他の法律に定める扶助の状況を含む。以下同じ。)

(5) (略)

(資料の提供等)

第29条 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定若しくは実施又は第77条若しくは第78条の規定の施行のために必要があると認められるときは、次の各号に掲げる者の当該各号に定める事項につき、官公署、日本年金機構若しくは国民

年金法（昭和34年法律第141号）第3条第2項に規定する共済組合等（次項において「共済組合等」という。）に対し、必要な書類の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社、次の各号に掲げる者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる。

(1) 要保護者又は被保護者であつた者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況、健康状態、他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者にあつては、氏名及び住所又は居所、健康状態並びに他の保護の実施機関における保護の決定及び実施の状況を除き、保護を受けていた期間における事項に限る。）

(2) 前号に掲げる者の扶養義務者 氏名及び住所又は居所、資産及び収入の状況その他政令で定める事項（被保護者であつた者の扶養義務者にあつては、氏名及び住所又は居所を除き、当該被保護者であつた者が保護を受けていた期間における事項に限る。）

2 別表第1の上欄に掲げる官公署の長、日本年金機構又は共済組合等は、それぞれ同表の下欄に掲げる情報につき、保護の実施機関又は福祉事務所長から前項の規定による求めがあつたときは、速やかに、当該情報を記載し、若しくは記録した書類を閲覧させ、又は資料の提供を行うものとする。

生活保護法施行令

（政令で定める事項）

第2条の2 法第29条第1項第1号に規定する政令で定める事項は、支出の状況とする。

別記第56号様式の次に次の4様式を加える。

別記第57号様式（第29条関係）

就 労 自 立 給 付 金 支 給 申 請 書

次のとおり、生活保護法第55条の4第1項の規定による就労自立給付金の支給を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

1 保護を必要としなくなった事由

2 添付書類

3 世帯構成員

氏 名	性 別	生 年 月 日
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)
	男 ・ 女	年 月 日 (歳)

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申請者 住所又は居所
氏 名



別記第58号様式（第30条関係）

就 労 自 立 給 付 金 決 定 調 書							
地区名	就労自立番号	ケース番号	世帯主名	支払方法	決定内容	適用年月日	
決 裁	所長	課長	係長	担当員	起案年月日	決裁年月日	施行年月日
就 労 自 立 給 付 金 決 定 伺 調書のとおり決定し、例文により通知する。							
決 定 理 由							
就 労 自 立 給 付 金 決 定 欄							

No	名 前	収入認定開始月	算定対象月		算定対象月		算定対象月		算定対象月		積立合計額
			収入充当額	率	収入充当額	率	収入充当額	率	収入充当額	率	

※ 積立額は、1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

積立合計額は、各算定対象月の積立額を合算し、1円未満の端数を切り捨てた金額とする。

積立総額	
世帯構成	
上限額	
支給額	

別記第59号様式（第30条関係）

（表面）

第 号
年 月 日

様

総合振興局長（振興局長） 印

就 労 自 立 給 付 金 支 給 決 定 通 知 書

年 月 日付けで申請された生活保護法による就労自立給付金を、次のとおり支給することと決定しましたので、通知します。

記

- 1 支給額 円
- 2 保護の廃止時期 年 月 日
- 3 支給を決定した理由
- 4 就労自立給付金の支給日及び支給方法 年 月 日（口座振替払）
- 5 この通知書が申請書受理後14日を経過したときはその理由

（裏面）

（備考）

- (1) この処分について不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に知事に審査請求をすることができます。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- (2) (1)の審査請求に対する裁決についてさらに不服がある場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内に、厚生労働大臣に再審査請求をすることができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して30日以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると再審査請求をすることができなくなります。
- (3) この処分について不服がある場合には、(1)による審査請求に対する裁決があったことを知った日（(2)による再審査請求をしたときは、当該再審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又はこの処分を行った総合振興局（振興局）の所在地を管轄する地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
- (4) この処分については、(1)の審査請求の裁決を経た後でなければ、裁判所に処分の取消しの訴えを提起することができません（生活保護法第69条）。ただし、次のいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。
 - ア 審査請求があった日の翌日から起算して50日を経過しても裁決がないとき。
 - イ 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。
 - ウ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。
- (5) 就労自立給付金は、この通知を受けた日の属する年度分の一時所得となりますが、一時所得には50万円の特別控除がありますので、他に生命保険の一時金など一時所得に該当する所得があり、50万円の特別控除をしてもなお残額がある場合に限り一時所得の金額が生じ、所得税及び個人住民税が課税されることになります。

別記第60号様式（第31条関係）

生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定による徴収金納入の申出書

年 月 日

総合振興局長（振興局長）様

申出者 住所
氏名 ㊦

私は、不実の申告など不正な手段により保護を受けた場合は、生活保護法第78条の2第1項及び第2項の規定に基づき、交付される保護金品等（保護費（金銭給付されるものに限る。）及び就労自立給付金をいう。以下同じ。）の額から、生活保護法第78条第1項及び第3項の規定に基づく徴収金のうち貴総合振興局（振興局）と協議し、定める額について、当該保護金品等の交付期日をもって納入する旨を次の内容について確認した上で、申し出ます。

なお、申出の撤回又は申出内容の変更を行わない限りにおいて、この申出に基づき、徴収金を全て納付するまで保護金品等から納入するものとします。

記

- 生活保護制度は、全額公費によってその財源が賄われていることから、不正受給はあってはならない。不正受給があった場合、生活保護法第78条第1項及び第3項の規定による徴収金は、必ず全額納入しなければならないものであること。
- 不正をしようとする意思がなくても、申告漏れが度重なる場合は「不実の申告」と判断される場合があること。
- 徴収金の納入に際して、一括して納付することが困難な場合には、家計の節約に努め、この申出の方法により保護金品等から納入すること。

年 月 日

私は、この申出に基づき、年 月分からの保護金品等より毎月 円を
年 月 日付け費用徴収決定通知による生活保護法第78条第1項及び第3項の規定による徴収金として納入するものとします。

附 則

- この規則は、平成26年7月1日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の生活保護法施行細則別記第27号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の生活保護法施行細則別記第27号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第60号

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則の一部を改正する規則

北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。
別記第3号様式一般職場適応訓練委託契約書第10条第2項及び別記第3号様式の2職場実習委託契約書第10条第2項中「年3.0パーセント」を「年2.9パーセント」に改める。

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第2条第9号の改正規定は、平成26年10月1日から施行する。
- この規則による改正後の北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則別記第3号様式及び別記第3号様式の2の規定は、この規則の施行の日以後に締結する契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

告 示

北海道告示第470号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 形質変更時要届出区域 北広島市大曲幸町1丁目6番1の一部（次の図のとおり）
- 特定有害物質の種類 シスー1，2-ジクロロエチレン、テトラクロロエチレン（「次の図」は省略し、その図面を北海道環境生活部環境局環境推進課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第471号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、美瑛川地区土地改良区連合から、次のとおり役員の退任の届出があった。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

退任年月日	理事・監事の別	氏名	住所
平成26.5.3	理事	寺崎 實	上川郡美瑛町字下宇莫別第2
同	同	野村 栄一	同 美瑛町字美瑛原野2線

北海道告示第472号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字香深村字トンナイ901地先・136・379・380の1・380の2・657・900（以上1筆地先6筆について次の図に示す部分に限る。）、311、405の1、405の2、712、901、字ヘウケトンナイ479
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第473号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 美唄市（国有林。次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源の^{かん}涵養
- 3 解除の理由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び美唄市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第474号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 空知郡南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
南富良野町（次の図に示す部分に限る。）
 - (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 旭川市（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
 - (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、関係書類を北海道上川総合振興局産業振興部林務課並びに旭川市役所及び南富良野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第475号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 礼文郡礼文町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 様似郡様似町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 上川郡上川町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 公衆の保健
- (3) 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係総合振興局及び振興局の産業振興部林務課並びに関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第476号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3及び第33条第6項において準用する同条第3項の規定による保安林の指定施業要件の変更の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を礼文町役場の掲示場に掲示した。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 通知の内容 平成26年北海道告示第475号
- 2 所在が不明な者 苑原 直喜、滝田 武美

北海道告示第477号

平成26年北海道告示第226号（農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定）の一部を次のように改正する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 3の事項を次のように改める。
- 3 削除

北海道告示第478号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び北海道胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
道路 倶多楽湖公園線	登別市中登別町219番54地先（河川敷地）から同市登別温泉町後志森林計画区2386林班に小班地先まで	平成26. 6.30

北海道告示第479号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域の箇所番号
蓬内川（I-21-0590）
- 2 土砂災害警戒区域の表示
函館市瀬田来町（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第480号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成26年6月27日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井弁才1（II-2-59-842）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市弁才町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 2(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井弁才2（I-2-101-1139）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市弁才町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 3(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井弁才(1)（I-2-103-1141）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市弁才町（次の図のとおり）

- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 4(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井泊1（I-2-105-1143）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市泊町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 5(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井瀬田来1（II-2-56-839）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市瀬田来町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 6(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井瀬田来2（I-2-97-1135）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市瀬田来町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 7(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井瀬田来6（II-2-57-840）
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市瀬田来町（次の図のとおり）
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
- 8(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井瀬田来7 (Ⅱ-2-58-841)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市瀬田来町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 9(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井汐首1-(2) (Ⅰ-2-93-1131)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市汐首町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 10(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
戸井汐首2 (Ⅰ-2-95-1133)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
函館市汐首町 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- 11(1) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
東浜沢川 (Ⅰ-52-0220)
- (2) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
苫前郡羽幌町大字焼尻字東浜 (次の図のとおり)
- (3) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (4) 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を関係総合振興局及び振興局の建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

正 誤

○平成26年6月20日 (第2591号)

北海道オホーツク総合振興局告示第82号 (特定調達契約に係る落札者等の公示の一部改正) 中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	欄	行
46	右	19
	誤	6月24日
	正	6月20日